

## 公立図書館における児童サービスの可能性 — 子どもの貧困対策に着目して —

嶺井尚子\*

### Possibilities of public library services for children: — Focusing on measures against child poverty —

Naoko MINEI

#### 抄録

子どもの貧困は社会的課題とされ、貧困の連鎖が生じている可能性が指摘されている。貧困の連鎖の要因の1つとして教育格差が挙げられるが、公立図書館は社会的包摂の観点から教育格差を是正する一助となり得る。

本研究では、公立図書館における児童サービスの可能性を、子どもの貧困対策の観点から再考することを目的とする。

調査方法として、子どもの貧困対策や公立図書館の児童サービスに関する学術論文・図書を対象とし、文献調査を実施した。また文献調査の補完として、子どもの貧困を主たる課題とする地域の公立図書館の児童サービス担当職員を対象とし、児童サービスの現状・職員の意識に関するインタビュー調査を実施した。

結果として、子どもの貧困対策として居場所づくりが、学力向上の手段として読書活動と親子間の交流が挙げられることが明らかになった。そして、公立図書館の児童サービスにおける①子どもの居場所を提供、②逆境を乗り越える力への間接的影響、③親子の愛着形成の機会提供という3つの活動が、子どもの貧困対策の要素を有することを指摘した。

このように本論文は、公立図書館における児童サービスが子どもの貧困対策の一助となる可能性を示した。

#### Abstract

Child poverty is regarded as a social issue, and the possibility of the cycle of poverty is pointed out. Educational inequality is one of the factor of the cycle of poverty. Public libraries enable to correct the educational inequality in terms of social inclusion.

This study aims to reconsider the possibilities of public library services for children from viewpoint of the way against child poverty.

The literature surveys were conducted in academic journals and books to review child poverty and child services in libraries. In addition, the surveys were complementarily conducted through face-to-face interviews of the librarians for child services in the area with children's poverty problems.

In results, it is showed that creating the places for children is against child poverty. And it is mentioned as reading activity and having a relationship with parents and children's is one of the factors for improving academic abilities. The three activities of public libraries against child poverty are as follows; 1. providing place for children, 2. indirect influence on the ability to overcome adversity, 3. providing opportunities to create attachment between parents and children.

In this way, this research indicated the possibility that public library services for children could help the measures against child poverty issues.

\* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士前期課程  
Master's program  
Graduate School of library, Information and Media Studies  
University of Tsukuba

## 1. はじめに

### 1.1. 研究背景と研究目的

2018年現在、貧困は社会問題として掲げられている事項の1つである。2016年の国民生活基礎調査では、相対的貧困率は社会全体の15.6%であると公表された。相対的貧困とは、衣食住を満たすことが不可能な絶対的貧困とは異なり、周囲と比較し一定の水準の生活を維持できない状態を指す。15.6%という数字は、国民の約6.4人に1人が相対的貧困であることを示している。また、子どもがいる現役世帯のうち、大人1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と約2人に1人の割合である<sup>1</sup>。

OECD（経済協力開発機構：Organisation for Economic Co-operation and Development、以下 OECD とする）は、日本における子どもの貧困について、10年前から解決するべきだと指摘していた。2008年版の格差に関する報告書『Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries』では、日本の相対的貧困率が14.9%で約7人に1人が相対的貧困であること、OECD 諸国4位であることが発表された<sup>2</sup>。この結果を受け、労働政策研究・研修機構は年齢層別に相対的貧困率をまとめ、その推移を基に分析を行った。その結果、2000年半ばには75歳以上の貧困率はいまだ高いものの、過去20年の間に低下したことが明らかになった。その一方で、子どもや若年層の貧困率が25%を上回っていることを挙げた。これらの結果から、所得の再分配により、高齢者は恩恵を受けるものの、働けない人や若年層・子どものいる家族は恩恵を受ける機会が少ないことが、貧困に陥っている理由なのではないかという考察を行っている<sup>3</sup>。

また、2008年に起こったリーマンショックを縁起とし、バブル崩壊後から続く非正規雇用の増加やリストラが顕著となった。このような背景を原因とする国内消費の低下が長期間の不景気を引き起こし、“格差”という言葉が注目されるようになった。

同時期、内閣府は「平成21年度年次経済報告書—危機の克服と持続的回復への展望—」より、失業によって生ずる問題が貧困であると認識し始めている。また、“格差”に着目し、当時、国際比較で用いられていた概念である「相対的貧困率」を用いるようになった<sup>4</sup>。同報告書における「相対的貧困」とは、全世帯の所得の中央値の50%の水準の所得を得られない状況を指す。

相対的貧困による格差は、更なる貧困の連鎖を齎すとされている。道中隆によると、生活保護の被保護世帯の母子家庭のうち、母の学歴が中卒である家庭が54.7%

であること、母の学歴が中卒である生活保護の被保護世帯の子どもの高校中退率が28.8%であることから、貧困の連鎖が起こっている可能性を指摘している<sup>5</sup>。10年以上前のデータであるが、このような結果は、経済状況が子どもに対する学歴に影響を及ぼし、子どもの将来における教育格差を生み出す可能性を示唆している。

2010年の社会保障に関する国民意識調査によると、年収600万以上1000万未満の階層は、困窮の原因を個人に帰着させる傾向が、年収600万未満の者は困窮の原因に社会を挙げる傾向があることが明らかになっている<sup>6</sup>。また、「平成20年度全国学力・学習状況調査」より、家庭の経済状況が向上するほど学力に正の相関を及ぼすこと<sup>7</sup>、「若年者の就業状況・キャリア・就業能力開発の現状」より、学歴が高くなるほどフリーターの割合が低下することが明らかになった<sup>8</sup>。

このような結果を受け、2012年の厚生労働白書では、“教育は、国民一人ひとりが社会参加し、日本社会を支えるために不可欠な社会基盤であり、その教育機会均等を図ることは公正な社会の実現のために必要である。しかし、現状では家庭の経済状況の差が子どもの学力や最終学歴に影響を及ぼし、ひいては就職後の雇用形態にも影響を与えている”と述べており、貧困の連鎖が生じる可能性を回避するため、学力格差を改善し、学びの機会均等を保障することを課題として挙げている<sup>9</sup>。

この教育格差という課題に対し、学びの機会均等を保障する理論として、社会的包摂が唱えられている。2004年の欧州委員会・理事会による報告書によると、社会的包摂とは“貧困及び社会的排除のリスクがある人々が、経済、社会及び文化的生活に完全に参加し、かつその者がクラス社会において標準的と考えられる生活水準と福祉を享受するために、必要な機会と資源を獲得することを保障するプロセス”と定義されている<sup>10</sup>。ここで述べられている社会的排除のリスクがある人々とは、移民・子ども・障害者・失業者やひとり親・高齢者も含まれる。

移民や階層の固定化といった欧州の背景とは異なるものの、日本でも、全ての人を社会参加に導くという考えから、社会的包摂の概念を参考にし、2016年には閣議決定「日本一億総活躍プラン」が策定された。日本一億総活躍プランは、“全員参加型の社会は、国民全員が活躍できる社会であり、全ての人々が包摂される社会の実現”が戦略として挙げられ、その中で社会的包摂が由来の包摂という言葉が用いられた。2018年、「未来をつかむTECH戦略」でもこの理念は受け継がれており、“全ての人々が参加する社会”という概念は引き継がれている。

このような状況について、社会教育施設であり、誰も

が利用可能で学びの機会が保障されているという観点から、公立図書館は、社会的包摂の理念を内包した施設であると考えられる。社会教育法によると、公立図書館は、「国及び地方公共団体は、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるもの」と定められている<sup>11</sup>。社会教育施設の一つである公立図書館は、国民の教育と文化の発展に寄与することが目的とされている。また、図書館法では、公立図書館は「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」とされ、「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供することの実施に努めなければならない」と規定している。国民の誰もが利用可能な施設であり、人々の学習に必要な資料や情報の提供ができる施設である公立図書館は、学びの機会等を国民に対し保障する一助になるのではないかと考える。

加えて、公立図書館は、かねてより児童サービスを実施してきた。1963年の「中小都市における公共図書館の運営」をきっかけに、公立図書館における児童サービスの重要性が認知され、1970年代以降の公立図書館で急速に普及した。2018年時点で、司書科目について、文部科学省が提唱する「図書館に関する科目」の各科目の考え方において、必修科目である図書館サービスに関する科目に児童サービス論が組み込まれており、児童サービスはあらゆる公立図書館で実施されているサービスとなっている<sup>12</sup>。

社会的包摂について着目する児童サービス論もある。例えば、ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望7「児童サービス論」では、社会的包摂の概念について触れられている。同著では、阿部彩の著作である「弱者の居場所がない社会——貧困・格差と社会的包摂<sup>13</sup>」を参照しつつ、日本に弱者の居場所が不足していること、金銭的・物品的資源の不足が、社会における仕組みに対する適応や集団への参加を困難にする可能性を指摘している。更に、これらの指摘を踏まえ、弱者の居場所がないことや金銭的・物質的資源の不足が、人間関係の希薄さや社会の一員としての存在価値の喪失につながるのではないかと考察している。このような状況に対し、他者とのつながりやお互いの存在価値が認められ、居ることが当然であると認められる場所が必要とされているとした。これを踏まえ、社会的包摂の理念を用いて居場所づくりや他

者との交流が可能な無償の施設としての公立図書館の可能性に言及した。また、同著では、読書は読解力向上に貢献し、読解力向上は学力向上に繋がる、といった短絡的な解釈への懸念を示した。更に今後の展開として、子どもの背景にある多様な問題へ着目した環境づくりに取り組む姿勢が必要であることを指摘している<sup>14</sup>。

また、アメリカでは、公共図書館における夏季プログラム内の貧困の状況下にある子どもを対象とした昼食提供<sup>15</sup>や、生活困窮者の多様な世代間の情報源へのアクセス権の保障の必要性といった、事例紹介や事例に即した研究<sup>16</sup>が実施されている。イギリスでは、社会的包摂の理念に基づいたサービスを展開している<sup>17</sup>。インドではエンパワーメントや情報へのアクセスの権利に着目した情報源としての図書館に関する研究<sup>18</sup>が実施されている。2000年代に入ってから、生活困窮者や貧困の状況下の子どもを対象とした図書館サービスに関するハンドブックがアメリカやイギリスでは出版されており<sup>19,20</sup>、図書館における子どもの知識格差・情報資源のアクセスに関する格差に着目したサービスが提供されていること、これらの格差に関連する研究が展開されていることが伺える。

このように諸外国でも貧困により発生する問題と図書館サービスの関係性が論じられている。また、日本では貧困の連鎖が発生しており、貧困の連鎖を防止する手段として教育格差の是正が挙げられること、社会的包摂の観点から社会教育施設である図書館が教育格差の是正への一助となり、既に児童サービスの事例があることを述べた。これらの内容を踏まえ、本研究の目的を述べる。

本研究では、子どもの貧困対策における教育格差是正の手段として、社会的包摂の理念と公立図書館の役割に着目した。加えて、全国の公立図書館における児童サービスの普及やその事例に触れた。更に、公立図書館における社会教育の観点や児童サービス論における指摘について述べ、図書館サービスに子どもの貧困対策としての可能性があるのではないかと推察した。よって、本研究では、公立図書館における児童サービスの新たな可能性を子どもの貧困対策の観点から考察することを目的とする。

## 1.2. 研究方法

研究方法として、主に文献調査を行う。文献調査では、日本における子どもの貧困や公立図書館における児童サービスの現状を概観する。日本における貧困の現状を明らかにすることを目的とした文献調査では、子どもの貧困対策に関する政府の報告書や、政府の報告書・政府

主導の調査に関する指摘を行った研究者による図書・学術論文を調査対象とする。公立図書館における児童サービスの現状を明らかにすることを目的とした文献調査では、図書館情報学の分野において児童サービスのテキストとして用いられている図書・テキストを調査対象とする。これらの調査は、日本における子どもの貧困の現状やこれに付随する動向、公共図書館における児童サービスの現状を明らかにすることを目的としているため、国内の文献を対象として調査を行う。そして、児童サービスを実施する公立図書館の方針や、職員の意識を明らかにするため、補足としてインタビュー調査を実施する。インタビュー調査の調査対象は、貧困を重要な課題とみなしている地域とする。本研究では、子どもの貧困を課題としている地域のうち、相対的貧困の基準である「周囲と比較し一定の水準の生活を維持できない状態」である人が一定数いる地域と考えられる、東京都足立区を調査対象地域とした。

これらの文献調査とインタビュー調査の結果から、子どもの貧困や公立図書館サービスにおける児童サービスの現状について述べる。その後、子どもの貧困対策の観点から児童サービスを検討し、児童サービスの新たな可能性を考察する。

### 1.3. 先行研究

阿部彩は、子どもの貧困に対し、2011年に行われた、2001年の1月と7月に生まれた子どもを対象とした「第7回21世紀出生時縦断調査」(標本3.7万人)において、質問紙調査を実施している。その結果、所得階級を5分割したうち、最も低い所得層の家庭の子どもが放課後に1人である割合が18%、休日に1人で過ごす子どもの割合が13.8%であるが明らかになった。この結果は、他の所得層の家庭の子どもと比較し、最も高い割合であり、最も低い所得層の子どもは、クラブ活動や修学旅行といった組織的活動に参加せず、放課後や休日に1人である可能性が高いことを示唆している。加えて、組織的活動への不参加や1人で過ごすことを原因とし、子どもの社会的排除を引き起こしている可能性も示唆されている。社会排除が引き起こす現象として、周囲と比較した物品・金銭といった物理的な影響が挙げられている。しかし、社会的排除の課題はこのような物理的影響のみではない。阿部彩は、このような組織的活動への不参加が、周囲に対する適応の機会や同一の経験の獲得を困難とし、会話や諸活動における疎外感や孤独感といった精神的な負の影響を引き起こす可能性を指摘している<sup>21</sup>。

児童サービスにおいて実施されている読み聞かせにつ

いて、東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所の共同研究によると、読み聞かせの頻度が高いほど、学習意欲が高くなるという相関が見られた<sup>22</sup>。また、ベネッセ教育研究所によると、保護者から絵本を読んでもらう経験が、入学した大学の偏差値と相関することが明らかになっている<sup>23</sup>。

更に、山野則子によると、お茶の水女子大学による研究で、家庭における読書活動や生活習慣への働きかけ、親子間のコミュニケーションや文化的な活動が学力に正の影響を与えたとし、特に家庭における読書活動が子どもの学力に最も強い影響を及ぼしていたことから<sup>24</sup>、保護者の意識・関与が児童生徒の学力へ影響していること、家庭への何らかのサポートの必要性を指摘している<sup>25</sup>。

これらの先行研究から、公立図書館における読み聞かせや読書習慣推進といった既存の活動が、学力に正の影響を与えることに対し有効であると考えられる。

このように、先行研究では、子どもの貧困対策として社会的排除を防止する必要があることが明らかになっている。また、教育格差を是正する手段の1つとして、学力の向上を見込むことができる読書活動や読み聞かせの有効性が指摘されている。

読書活動や読み聞かせを実施する施設として、子どもの居場所づくりや読書活動の推進・読み聞かせを実施する公立図書館や学校図書館・福祉関係施設・NPO法人が挙げられる。しかし、公立図書館の特徴として以下の3つが挙げられる。

- ①社会的包摂の理念を内包し、居場所や多様な人との交流やその機会を提供することに適した土壌がある
- ②児童サービスにおける読書活動の推進や読み聞かせのサービスに関するノウハウの蓄積があり、その対象は子どものみでなく、子どもの保護者や関係者を含んでいる
- ③社会教育施設として、子どもから大人まで、成長段階に沿った継続的なサービスを実施することが可能である

この3つの特徴を同時に有している公立図書館は、社会的包摂の実践・読書活動の推進・継続的な社会教育の実践に適している。これらの要素を兼ね備えた、公立図書館における児童サービスは、子どもの貧困対策としての一面を有しているのではないかと推測する。

その為、本研究では、文献調査とインタビュー調査の結果を基に、これらの①から③の視点から検討を行う。その後、公立図書館における児童サービスの可能性を、子どもの貧困対策の観点から考察する。

#### 1.4. 用語の定義

「児童」については、様々な定義がある。児童福祉法によると、“この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいう”という定義がなされている<sup>26</sup>。同様の定義は、児童虐待防止法や児童の権利に関する条約でも用いられている。また、労働基準法においては、“児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これをしようしてはならない”として、“満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで”を児童と定義している<sup>27</sup>。学校教育法では、学齢児童を“満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学校の終わりまでの者”としている。このように、児童の定義として、稼働能力や義務教育に着目した定義がなされていることが伺える。

一方で、児童図書館におけるサービスの対象者は、“13歳以下の学童、乳幼児や未就学児、その両親や保育者といった関係者”とされている<sup>28</sup>。日本図書館協会により出版された「児童サービス論」によると、広義の児童サービス<sup>29</sup>は、18歳以下の者を対象としたサービスとされる場合があるものの、狭義の定義では13歳以上の者を対象としたサービスはヤングアダルトサービスであると述べている。

これらを踏まえ、本研究では、13歳以下の学童、乳幼児や未就学児、その両親や保育者といった関係者を対象としたサービスを児童サービスと定義する。

## 2. 日本の公立図書館サービスにおける児童サービスの概要

『図書館サービス概論』では、公立図書館で実施されているサービスを、主に次のように述べている<sup>30</sup>。

#### (1) 児童サービス用のスペースの設置及び演出

明るく楽しい雰囲気がある場所を作り出す必要がある。子どもを向かい入れる姿勢や演出により、心地の良い環境を構築する。主な配慮として、威圧感を与えない本棚、子どもの毎の個性に合わせた対応を行うこと、子どもの話を軽んじて大人の主張を押し付けないことが挙げられる。

#### (2) 児童を対象としたコレクションの構築と配架

基本的な絵本又は児童書の充実、利用頻度の高い図書の複数購入が大切であるとされる。重要な点は、子どもの想像力を掻き立てること、豊かな心をはぐくめるよう偏った配架とならないこと、絵本又は児童書の魅力を伝える努力を行うことである。

#### (3) ブックリスト作成などによる読書活動の推進

金沢みどりは、読書活動の推進を学校と連携して行うこと。ブックリストの作成や本の紹介を積極的に行うことが必要であると指摘している。

#### (4) 児童やその保護者を対象とした集会活動

ブックスタート、ストーリーテリング、紙芝居、読み聞かせが挙げられる。子どもに図書館や本に親しみを持ってもらい、親や大人に児童サービスや子どもの本に対する理解を深めてもらうことが目的である。

#### (5) 調べ学習を始めとする子どもの学習に関する支援

特に、学校の夏休みの自由研究や調べ学習における資料や情報を提供する。利用者に、知りたいことをどのように調べ、知識を獲得するのかをイラストを踏まえた視覚的なアプローチにより、探す意欲が湧く調べ方やまとめ方を教え、積極的な支援を行う必要がある。

#### (6) 来館者以外の子どもに対するサービス

移動図書館や、特別な支援を必要とする子どもに対する児童図書の宅配。類縁機関と協力し、公立図書館が長期にわたる大量貸し出しや各機関で購入する児童図書の選書を行う。間接的に来館者以外の子どもへサービスを行う。障害者サービスは主に、施設内のバリアフリーや成人を対象としていることもあり、図書館利用に障害がある児童を対象としたサービスの充実は今後の課題ともいえる<sup>31</sup>。

これらを踏まえ、公立図書館サービスとしての児童サービスとして、主に児童用のスペース設置やコレクションの構築を行うこと・児童やその保護者を中心とした集会を開き、本への親しみや理解の誘発を通じた読書活動の推進・調べ学習に対する支援が主なサービスであると考えられる。

## 3. 日本における子どもの貧困の現状と対策

### 3.1 子どもの貧困の現状と対策に関する指摘

2008年に、OECDが公表した報告書により<sup>32</sup>、日本の相対的貧困率が14.9%であり、当時のOECD諸国30か国中4位であることが指摘されている。OECDはこの結果を踏まえ、各国に対し、子どもに対する福祉が成人後の所得や健康状態を左右する主要因であるとし、状況を改善する政策的対応を求めた。

また、労働政策・研修機構は、貧困の状態にある働けない人や若年層に対し、課税・給付制度による是正を図ることは対処療法にすぎないと述べている。さらに、対処療法の他、教育政策の改善や積極的な雇用政策、ウェ

ルフェア・イン・ワーク政策等（在職給付の提供による、困難な就労世帯が適切な生活水準を維持できるような支援）の早急な対応が必要であるという分析結果を報告している<sup>33</sup>。

この報告書や、2008年のリーマンショックによる不景気の影響を受け、2009年に厚生労働省は、OECDと同じ手法を用いて算出した子どもの相対的貧困率を発表した。その後、厚生労働省の発表を受け、政府は公式な統計として2012年に相対的貧困率を公表している。新聞や一般書を始めたメディアもこの結果を取り上げ、子どもの貧困が、社会的に関心を集めるようになった。このような背景から、子どもの貧困や、貧困の連鎖に関する研究が行われるようになった。

阿部彩は、厚生労働省による子どもの相対的貧困率が発表されたことで、子どもの貧困が発見されたが、子どもの貧困は新しい問題ではないと指摘する<sup>34</sup>。厚生労働省が行う「国民生活基礎調査」結果から、1985年の時点で子どもの貧困率が10.9%であったことが明らかになっている<sup>35</sup>。これを受け阿部彩は、絶対的貧困と比べると豊かな社会で生じる相対的貧困は理解が及んでおらず、社会問題として提唱されなかったものの、子どもの貧困率は既に存在し、新しい問題ではないと指摘している。

大石亜希子は、2006年に、首都圏の自治体が実施した社会生活に関する実態調査における回顧的情報を用いたコーホート分析を実施している<sup>36</sup>。その結果から、学歴達成による過去に対する評価が左右される・15歳時の暮らし向きや家族構造といった変数を用いているといったバイアスが伴うことを述べつつ、15歳時の暮らし向きや家族構造によって、貧困リスクや学歴達成に差が見られることを指摘した。

上述した子どもの貧困に関する研究が実施される一方で、地方公共団体が主体となり無料又は安価で食事を提供する子ども食堂、NPO法人による子どもを対象とした学習支援や居場所づくりがメディアでも取り上げられるようになる<sup>37</sup>。

このように、子どもの貧困は、政府による子どもの相対的貧困率の発表をきっかけとして社会的な関心を集め、研究や社会活動や支援事業として取り上げられる社会問題となった。

### 3.2. 子どもの貧困に関する施策

政府は、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないこと、貧困が世代を超えて連鎖しないように必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は重要であると指摘した。また、これらを踏まえた子どもの

貧困対策は重要であると、子どもの貧困対策の意義を述べた。

2014年には、この意義を踏まえた法律として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された<sup>38</sup>。この法律の施行における目的として、第1条で、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備すること、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関する基本理念や基本事項、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策を総合的に推進することが挙げられている。この法律では、地方公共団体に対し、子どもの貧困対策に関する基本理念にのっとり子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策の策定と実施の責務を課している。

この流れを受け、政府は、子どもの貧困に関する研究者や貧困の状態にある世帯に属する者、貧困の状態にある者へ支援を行う団体等で構成される“子どもの貧困対策に関する検討会”を開催し、意見聴取を実施した。その結果から、「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定している。「子どもの貧困対策に関する大綱」の主な内容として、基本的な方針や使用、当面の重点施策であり、5年ごとに見直される旨が記載されている。具体的な支援については、主に学校をプラットフォームとした教育的支援や子どもの社会的孤立に配慮した生活の支援、家庭で家族に接する時間を確保し、かつ働く姿を子どもの教育的意義となるよう配慮した保護者の就労支援が推奨されており、経済的支援については、世帯の生活のセーフティーネットとなる位置づけで確保されている<sup>39</sup>。

また、官公民連携プロジェクトとして、子供の未来応援プロジェクトが実施された。このプロジェクトは、基金を設置し、子どもの貧困に関する活動を行うNPO法人を始めとした機関を支援している。このプロジェクトに関する事業として、子供の未来応援地域ネットワーク支援事業が実施された。事業では、地域子供の未来応援交付金を創設し、地方協公共団体による子どもの貧困の事態調査、関係行政機関やNPO、地域の企業の地域ネットワークの連携体制の整備、地方公共団体独自の先行的なモデル事業に対する補助金を提供している。

このような経緯で、子どもの貧困は日本の社会的な課題として政府に認識された。その後、子どもの貧困を対策するための法律が施行され、法律を踏まえた活動・事業が展開されている。その一方で、現在も効果的であるとされる事業や取り組みが確立していないことが課題として指摘されており、今後は事業の評価方法やエビデンスを基にした政策について議論の必要性があるという課題点もある<sup>40</sup>。

### 3.3. 子どもの貧困対策における図書館の事例と社会的包摂における居場所づくりに関する動向

報告数は限られるものの、地方公共団体における子どもの貧困対策事業に、図書館が関与する事例がある。子どもの貧困対策における社会教育の支援の在り方について調査した、“子供の貧困対策における社会教育の支援の在り方”によると、社会教育担当課が実施又は関わる子どもの貧困に対する支援として、支援が届くようにどのような取り組み・事業を実施しているかという項目がある。具体的な事例として、子どもの居場所づくりに対する支援、家庭教育に対する支援、学校教育に対する支援が子どもの貧困に対する図書館が関与した支援の事例として挙げられている<sup>41</sup>。

子どもの居場所について、政府は、生活保護世帯を含む生活困窮世帯や共働きなどの留守家庭へ所属する児童に対する適切な遊び・生活の場を与えることを目的として、子どもの居場所づくりを推進している<sup>42</sup>。また、日本財団は、子どもの貧困対策のプロジェクトを実施するにあたり、社会的相続が必要であると指摘している。社会的相続とは、自立する力の伝達行為であり、人や社会と関わる力・思考や判断・学習意欲・生活習慣・技能といった自立に必要な力の伝達を指す。

日本財団は、この支援が行き届くよう、民間におけるモデル事業として内閣府による子どもの未来応援基金により実施している。その中でも、支援が必要な子どものうち、親が支援に関心がない又は知らない可能性があることを指摘し、地方公共団体と地域の連携によるアウトリーチや、専門機関への橋渡しが必要であると推察している。

これらを踏まえ、社会的相続の補完として、発達段階に応じた環境の整備を実施しており、その事業の一環として、家でも学校でもない「第三の居場所」を、貧困の連鎖を断つ解決策として検証している<sup>43</sup>。これは、第三の居場所におけるスタッフとの交流による信頼関係の構築や子どもの内面開示を目的としている。また、第三の場の理論から、社会との接点や、対人関係の発達、基礎的生活習慣の定着の機会の提供に繋がることから、子どもの居場所づくりの必要性を強調している。

久野は、子どもの貧困について、社会的排除の観点から、子どもにとって自由に集うことが可能であり、大人の目が行き届く公共空間としての場所が必要であるとした。加えて、公共図書館は、子どもの居場所や社会的資本をもたらす可能性を指摘している<sup>44</sup>。

このように、子どもの貧困対策事業に図書館が関与する事例が、社会教育支援の枠組みで存在していること、

社会的包摂の観点から、子どもの貧困対策における子どもの居場所に関する事例紹介やその効果に関する考察が実施されている。

文献調査の結果から、日本の公立図書館における児童サービスの概要を示した。また、子どもの貧困が社会的課題として着目され、政府主導で調査の実施や政策の施行が行われていること、子どもの貧困対策として、学校をプラットフォームとした支援を政府が推進している一方で、効果的である事業や取り組みが確立していないことが明らかになった。更に、実際の取り組みとして居場所の提供や学習支援、子ども食堂が行われている現状について述べた。加えて、社会的相続の補完として第三の居場所の有効性が挙げられていること、社会的包摂の観点から公共図書館が社会的資本を齎す可能性が指摘されており、子どもの貧困対策として、一部の社会教育における図書館の事例や、社会的包摂における居場所づくりに関する事例を示した。

## 4. 公立図書館の児童サービスにおける子どもの貧困対策の可能性に関する調査

### 4.1. 調査の概要

本研究では、公立図書館における児童サービスを子どもの貧困対策の側面から検討し、再考することを目的としている。その為、子どもの貧困が問題となっている地方自治体において、公立図書館が子どもの貧困対策の中で、どのような役割を期待されているか、公立図書館において、実際に児童サービスでどのような活動を実施しているのかを明らかにする。以下の2点は、質問の概要である。

調査①：対象となる地方自治体で、公立図書館がどのような児童サービスを実施しているかを明らかにする。補足として、調査対象者から見た現状や課題を調査する。

調査②：子どもの貧困対策に携わる部署から見た、子どもの貧困対策において公立図書館に期待する役割を明らかにする。

#### 4.1.1. 調査対象

本研究では、以下の基準に基づき調査対象を定めた。

- (1) 子どもの貧困に対する調査がその地方公共団体により実施されている
- (2) (1)の調査結果を基にし、子どもの貧困対策に関する計画を策定している

これらの条件から、足立区を調査対象とした。足立区は、2017年時点で、東京都23区内で総所得、子どもの高

等教育機関進学率が最下位である。また、生活保護の受給率も23区内で1位であり、貧困や教育における格差が課題となっている。これは、足立区が23区内という範囲内で相対的に標準的な生活水準以下の環境にある可能性を示唆している。本研究では相対的貧困の概念を用いていること、主に教育格差に着目していることを兼ね合わせ、足立区を調査対象地域とした。

また、足立区における調査①、調査②の調査対象として、以下の2つを定めた。

調査①：足立区において、唯一の直営の公立図書館である足立区立中央図書館

調査②：足立区における子どもの貧困対策に関する事業の取りまとめを行っている、足立区役所子どもの貧困対策本部

調査対象者について、調査①では児童サービスに関する業務に携わる職員、調査②では子どもの貧困対策本部の職員を調査対象者とした。

#### 4.1.2. 調査手法と項目の概要

本調査では、予め用意した質問のみでなく、調査対象の地域特性や暗黙知といった想定し得ない情報や、職員の考えや意識も含んだ調査を実施するため、半構造化インタビューを調査手法とした。

前項の概要で触れた質問①や質問②に相当する質問項目の概要は以下の通りである。

表1 調査①に関する質問項目の概要

項目	主な項目
子どもの貧困対策事業と公立図書館	子どもの貧困対策事業のうち、公立図書館が関与する事業の詳細や経緯 児童サービスの現状
今後の展開	事業の現状や課題 今後の展開について
職員の個人的な意見	図書館と子どもの貧困対策への印象について

表2：調査②に関する質問項目の概要

項目	主な内容
子どもの貧困対策と公立図書館	公立図書館に関する子どもの貧困対策事業の概要と現状 公立図書館に期待する役割
今後の展望	今後の展開や課題
職員の個人的な意見	図書館と子どもの貧困対策について

## 4.2 調査結果

インタビュー調査は、以下の通り実施した。

### 調査①

調査日程：2017年10月13：00～15：00

調査場所：足立区立中央図書館

インタビューイー：足立区立中央図書館職員のAさん、Bさん

インタビューイーの所属部署：足立区立中央図書館児童サービス担当

### 調査②

調査日程：2017年6月26日14：00～15：00

調査場所：足立区役所子どもの貧困対策本部

インタビューイー：足立区役所職員のCさん

インタビューイーの所属部署：子どもの貧困対策本部

### 4.2.1. 公立図書館における子どもの貧困対策事業と児童サービスの現状

足立区立図書館において児童を対象とし、子どもの貧困対策事業に含まれている事業として「あだちはじめてえほん」が挙げられる。「あだちはじめてえほん」は、公立図書館の利用促進や読書の推進として始まった事業であり、乳幼児期を対象とした事業である。保健センターへ3、4か月と1歳6か月の健診に来た乳幼児に対し、健診の前後での任意に基づいた絵本の配布と別室で行われるボランティアによる読み聞かせが主な活動となっている。

足立区立中央図書館職員のAさんとBさん、子どもの貧困対策本部のCさんは、双方とも公立図書館を本と親しむ場所であること、若しくはそれを促進することを目的としている施設であると考えている。その為、足立区立中央図書館は図書館利用の促進と読書習慣の定着という公立図書館の役割を果たすため、「あだちはじめてえほん」を実施している。子どもの貧困対策本部は、子どもが逆境を乗り越える力に対し、読書が間接的に関わっているという調査結果から、「あだちはじめてえほん」に着目し、子どもの貧困対策事業の1つとして取り入れている。

児童サービスについて、足立区立中央図書館職員のAさんBさんは、読書習慣の定着や図書館の継続的な利用を促すことが図書館の役割であるとしていた。主な児童サービスとして「あだちはじめてえほん」の他、乳幼児向けのお話会、小学生向けの読み聞かせやワークショップと継続的にイベントを実施している。

また足立区立中央図書館職員のBさんは、乳幼児や小学校低学年の児童は、保護者と共に来館するケースが



ほとんどであり、子どものみではなく、アンケートによる意見徴収といった保護者に対する働きかけも心掛けていと述べている。そして、用途によって児童はいくつもの場所を訪れるが、公立図書館は調べものやレファレンスを始めとした、知りたいことに関する解決のための資料の提供する場所でもあると述べた。このような児童に対するサービスや利用に関する考えに加え、小学生が中学生・高校生となっても公立図書館を利用するよう、ヤングアダルトサービスを実施することで、継続的に公立図書館を利用する工夫も実施している。

子どもの貧困対策本部のCさんは、公立図書館が子どもの居場所の一つであると述べた。また、静かな環境で、学習を行う又は本を読むことを好む子どもへの選択肢となり得ると述べている。読書については、子どもの豊かな心を育む一要素であると述べ、公立図書館は本を置き、本と親しむきっかけを与える施設であると述べた。

以上から、子どもの貧困対策本部は、公立図書館に対し、本と親しむきっかけを与え、子どもの心の育成に関与し、子どもの居場所を提供する場所の1つとしての役割を期待している。

#### 4.2.2. 事業における課題と展望：子どもの貧困対策又は児童サービスとしての観点から

足立区立中央図書館職員のAさんは、「あだちはじめてえほん」に対し好印象を抱いている。その理由として、乳幼児が目より耳が発達していること、親による読み語りや読書の定着の他、読み語りの効果を伝えることで、乳幼児の育成や図書館利用に良い影響を及ぼすように努めているためであると述べた。また、2017年10月時点の課題として、絵本が日本語で描かれており、外国人向けの絵本の必要性を指摘した。(2018年4月に配布開始)

加えて、事業が始まって以来、配布する絵本が固定されており、兄弟が多い家庭の選択肢が狭まってしまうことであることを課題として挙げた。また、足立区立中央図書館職員のAさんは、事業の核となっている公立図書館の利用や読書の推進という目的は達成できており、事業に対する評価は良いものではないかと述べており、現在の課題は事業における絵本に関する事項に留まっていた。今後は、利用や読書の推進を目的とし、事業を継続していくといった考えを示した。

子どもの貧困対策本部のCさんは、「あだちはじめてえほん」は、図書館利用の促進や読書の推進として本来始まった事業であることに触れた。その後、子どもの貧困対策の枠組みに取り入れた由来として、子どもの心の育成や親子の触れ合いのきっかけを提供することを評価

した点にあることが明らかになった。しかし、2015年に子どもの貧困対策の枠組みに取り入れたばかりの事業であること、親子の触れ合いや読書習慣の定着の効果の測定には長期間を要することから、具体的な数値として効果は出ていないと述べた。その為、長期的な調査と結果を踏まえた、子どもの貧困対策としての事業の効果測定や、効果測定を踏まえた子どもの貧困対策の方針の改善を今後の課題としている。その一方で、読書が子どもの逆境を乗り越える力に対し、間接的に影響しているということが、足立区による子どもの貧困に関する調査で明らかになっていると述べた。逆境を乗り越える力とは、目の前の困難や課題を解決する能力を指している。これらを踏まえ、子どもの貧困対策本部は、事業が有用であり、今後も継続して行われると考えられる重要な事業と捉えていた。

#### 4.2.3. 公立図書館における子どもの貧困対策に関する印象

足立区立中央図書館職員のBさんは、子どもの貧困対策に関連する事業の洗い出しが実施された際に、読書により培った力が今後に生きることが評価され、子どもの貧困対策の枠組みに事業が取り入れられたのではないかといった見解を示した。その一方で、子どもの貧困対策の枠組みに事業が取り入れられたことによる、日常の活動への変化は無かったと述べた。今後の活動としては、公立図書館の利用促進と読書習慣の定着を主軸とした活動を継続して展開していくことを展望としていた。一方で、子どもの貧困対策に全くの無関係であれば、子どもの貧困対策事業として取り入れられないのではないかという考えを述べた。また、図書館が行政下にあることから、行政による何らかの取り組みの要請がある場合は、日常の活動に加えて何らかの取り組みを実施する可能性は否定できないという持論を述べた。

子どもの貧困対策本部の職員Cさんは、公立図書館に対し、本を中心とした読書の推進や、逆境を乗り越える力への間接的な影響、子どもの居場所の選択肢、親子の触れ合いのきっかけとして、子どもの貧困対策として正の影響を及ぼす可能性を示唆した。その一方で、自らの部署は、子どもの貧困対策になり得る事業に対して、取りつなぎのために全庁的に声掛けを行っていると述べた。また、声掛けを行うことで、あらゆる施設・人が自ら地域の課題である子どもの貧困対策と自らの関係について考えるよう促進していきたいと述べていた。そのため、施設・人が役割を達成しつつ、自らの活動が子どもの貧困対策にもなり得るといった考えの下、何らかの行動

を起こすことを歓迎しているという考えを示した。更に、この意識が根付けば、自らの部署は不必要となるだろうと推測した。

インタビュー調査の結果から、「あだちはじめてえほん」という取り組みが公立図書館に関する子どもの貧困対策事業として実施されていること、子どもの貧困対策本部は、図書館と貧困対策の繋がりとして読書や居場所に着目していること、公立図書館の児童サービスとして、①子どもの居場所を提供、②逆境を乗り越える力への間接的影響、③親子の愛着形成の機会提供という3つの活動を実施していることが明らかになった。

## 5. 児童サービスに着目した日本の公立図書館サービスにおける子どもの貧困対策の側面

先行研究や文献調査から、子どもの貧困について、親が経済的困窮に苦しんでいる場合、子どもが将来的に経済的困窮に陥る可能性が高いと指摘されている。更に、親の学歴や暮らしぶりが、子どもに対し影響を与えており、家庭環境や親とのコミュニケーションが将来の進路に対し重要な役割を果たしていることが示唆された。

また、児童サービスに関連する活動について、読書習慣や読み聞かせの頻度が、学力に正の影響をもたらしていることが明らかになった。その他、親子間のコミュニケーションや文化的な活動が学力に正の影響を与え、特に家庭における読書活動が児童の学力へ影響を与えていることが示唆された。

更に、事例として、社会的排除の観点から子どもの居場所づくりが行われている。この事例には、図書館による実践例も含まれており、第三の場の観点から、対人関係の発達や基礎的な生活習慣の定着が可能であると指摘されている

これらの調査結果を元に、補完的に子どもの貧困対策事業に携わる職員と、公立図書館における児童サービスの担当者に対し、インタビュー調査を実施した。主な目的は、公立図書館が携わる子どもの貧困対策事業に対する現状と携わる人の意識を明らかにすることである。上述した結果を基に、1.2でも述べた以下の3つの観点から、子どもの貧困対策としての側面を再考する。

- ①社会的包摂の理念に基づき、居場所や多様な人との交流やその機会を提供することに適した土壌がある
- ②児童サービスにおける読書活動の推進や読み聞かせのサービスに関するノウハウの蓄積があり、その対象は子どものみでなく、子どもの保護者や関係者を

含んでいる

- ③社会教育の観点から、子どもから大人まで幅広い対象として、成長段階に沿った継続的なサービスを展開することが可能である

①における、社会的包摂の理念に基づいた居場所や人との交流に関する見解について述べる。公立図書館に対する児童サービスへの期待として、双方に共通する見解は、子どもが目的や気分に応じて来館することが可能な公共施設であり、子どもの居場所の1つであると捉えていることであった。また、その際に、子どもが目的や気分・性格に応じて、利用が可能な施設の1つという点が重視されている。

子どもの居場所を提供することは、社会的孤立を防ぎ、人や社会へアクセスする機会を提供する。文献調査によると、適切な遊び・生活の場の提供や社会的相続を補完する観点から、子どもの居場所づくりの重要性が指摘されている。また、インタビュー調査からは、外国人の子どもに対する絵本の導入を検討しており、全ての子どもを包摂しようとする姿勢が見て取れる。

子どもの居場所づくりは、社会的交流や基礎的な生活習慣の定着、対人関係の発達の機会を均等に提供し、これらのスキルを育成する一助となる可能性がある。加えて、外国人の子どもを包摂しようとする姿勢は、多様な人が図書館を利用できる可能性を促進する。これは、社会的包摂の理念に基づいており、多様な人との交流を促す土壌となるのではないか。

②における、児童サービスのノウハウの蓄積があり、児童サービスの対象者には保護者・関係者を含むという見解について述べる。公立図書館における児童サービスの一環として実施されている事業「あだちはじめてえほん」に期待されている効果として、読み聞かせによる愛着形成のきっかけや、読書習慣の定着という共通点が明らかになった。しかし、事業の展望については、調査対象である足立区立中央図書館は、本来の活動を続けるのみであるという姿勢を見せ、子どもの貧困対策本部は、自ら貧困対策と関わる部分を考慮し、取り組みを各機関で考えて実施することを望むという異なった見解を示している。

「あだちはじめてえほん」の担当職員は、乳幼児のみではなく、その保護者にも読み聞かせに触れる機会を提供している。文献調査では、読み聞かせの頻度が高いほど学習意欲が向上するという相関関係や、保護者から絵本を読んでもらう経験が、入学した大学の偏差値と相関関係があることを明らかにした。また、文献調査から、

子どもへの読み聞かせを通じた親や家庭教育に対する支援を実施することで、親子間のコミュニケーションの促進や、保護者の愛着形成をもたらす可能性があることも明らかになっている。

足立区立中央図書館と子どもの貧困対策本部では、事業の展望について異なった展開は示している。しかし、双方が考える事業の効果は結果的に子どもの貧困対策へ結びついている。また、双方が想定する事業の効果について、読み聞かせによる愛着形成や読書習慣の定着という見解は共通している。加えて、足立区立中央図書館による「あだちはじめてえほん」には、教育の側面から見ると、子どもの貧困対策ともなり得る効果が内包されている可能性がある。また、「あだちはじめてえほん」は、読み聞かせによる愛着形成や読書習慣の定着にとどまらず、生活習慣や親子間のコミュニケーションに間接的に影響及ぼすサービスである。これらも教育という観点において、子どもの貧困対策となり得るサービスではないかと考えられる。

足立区立中央図書館の職員 B さんは、子どもの貧困対策の枠組みに「あだちはじめてえほん」が含まれていることについて、公立図書館は、読書により培った力が何らかの形で子どもの貧困対策となり得ることが評価されたのではないかと認識していた。その為、直接的に子どもの貧困対策を実施していないものの、全くの無関係であれば子どもの貧困対策事業に含まれることはないことから、読書が基礎的な能力の育成に間接的に関与していると考えられているのではないかとこの見解を示した。

子どもの貧困対策本部の職員 C さんは、子どもの貧困対策の中に、公立図書館における事業や居場所として公立図書館を含めたことについて、子どもの居場所の 1 つとなること、読書により生きる力を育むことを期待していた。足立区が定めている子どもの貧困対策に関する計画「足立区子どもの貧困対策実施計画」を定めた際に実施した調査結果において、子どもの逆境を乗り越える力に間接的に関与する習慣として「読書」が挙げられていたことに触れていた。

これらを踏まえ、子どもの貧困対策本部は、読書が子どもの貧困対策において、生きる力を育む際に重要な要素の 1 つであると考えており、読書活動の普及活動を児童に対して実施してきた公立図書館の児童サービスに着目し、子どもの貧困対策事業の 1 つとして捉えているのではないかと考えられる。

また、足立区立中央図書館の職員 B さんは、「あだちはじめてえほん」は、公立図書館が児童の読書推進を目

的として開始した事業であることから、現在の活動指針を転換する予定はないという見解を示している。今後も読書の推進や読書習慣・図書館利用の定着をコンセプトとした活動を継続すると述べていた。しかし、読書を通じた基礎的な能力の育成に間接的に関与した可能性にも触れている。足立区立中央図書館の活動は、子どもの貧困対策を目的とした活動ではない。しかし、子どもの貧困対策本部の発言で触れたように、子どもの貧困を改善する際に必要な能力へ関与する習慣である「読書」を推進している。現在の活動は子どもの貧困対策を意識した活動ではないものの、子どもの貧困対策となり得る要素を内包している部分があるのではないかと考えられる。

これを踏まえ、文献調査とインタビュー調査の結果を包括した公立図書館の活動における子どもの貧困対策の可能性について述べる。先行研究では、教育格差を是正する手段の 1 つとして、学力の向上を見込むことができる読書活動や読み聞かせの有効性が指摘されていた。また、文献調査の結果から、学校をプラットフォームとした支援を政府が推進している一方で効果的である事業や取り組みが確立していないことが明らかになっている。更に、実際の取り組みとして居場所の提供や学習支援、子ども食堂が行われている現状について述べた。加えて、社会的相続の補完として第三の居場所の有効性が挙げられていること、社会的包摂の観点から公共図書館が社会的資本を齎す可能性を指摘した。また、文献調査の結果を踏まえ、インタビュー調査を行った結果、公立図書館は現在の活動で、1. 子どもの目的によって利用される居場所の 1 つであること、2. 読書習慣の定着を目的とした読書活動の推進、3. 公立図書館内や保健所における読み聞かせの実施の 3 つを実施していた。これは、1,2 で述べた先行研究の結果における、子どもの貧困対策の側面があるという仮説を一部、満たしている。加えて、子どもの貧困対策本部により、「あだちはじめてえほん」における読み聞かせが、親子間のコミュニケーションの促進や愛着形成への支援の観点から、子どもの貧困対策の側面があると考えられていることが明らかになった。

一方で、③における見解について、文献調査やインタビュー調査では、社会的包摂に公立図書館が適しているといった考えや、社会教育の面から、学びの機会を保障するという認識を持ち、日頃の活動に取り組むといった観点については言及していなかった。

本研究では、主に現場で実践されている児童サービスに着目した。その中でも、足立区立中央図書館の事業であり、子どもの貧困対策事業の枠組みにも含まれている「あだちはじめてえほん」を調査対象とした。その結果、調

査において、社会的包摂に関する言及は行っていない。また、「あだちはじめてえほん」を調査対象としたため、子どもの保護者や関係者について、社会教育という観点から考察を実施していない。

これらを踏まえ、本研究では、現場で実践されている児童サービスである「あだちはじめてえほん」に着目したため、社会的包摂や社会教育という観点を含めた考察は困難であることが明らかになった。

## 6. おわりに

### 6.1. 本研究のまとめ

本研究では、子どもの貧困が社会的課題であること、図書館法による図書館の役割や、全国の公立図書館における児童サービスの普及状況やその事例から、公立図書館において社会教育的な観点から学びの機会均等を保障する一助になるのではないかと推察した。この推察に基づき、本研究では、公立図書館の既存の児童サービスにおける子どもの貧困対策の側面を検討することを目的とした。

研究方法として、文献調査と補完的なインタビュー調査を実施した。文献調査の結果として、家庭内の読書習慣や読み聞かせ・親子間のコミュニケーション・文化的活動が学力の向上と正の相関があることが明らかになった。加えて、社会的相続や第三の場の観点から、子どもの居場所の重要性が明らかになった。これらを踏まえ、補完的にインタビュー調査を行い、共通する認識として、本を中心とした読書の推進が明らかになった。これに加え、読書による学力定着や子どもの居場所づくり、親子の愛着形成のきっかけ、乳幼児の育成への一助が、主な公立図書館の役割として挙げられた。以上を踏まえ、1.2で述べた3つの観点から考察を行ったところ、①子どもの居場所の1つとしての認識②児童に対する読書習慣の定着を目的としたサービス③親子間のコミュニケーションの促進を通じた間接的な親に対するサービスの実施が児童サービスの現状として明らかになった。これは、1.2で述べた3つの観点の一部を満たしており、子どもの貧困対策の側面を有していると考えられる。このように、文献調査とインタビュー調査の結果を踏まえ、児童サービスや関連事業に子ども貧困対策の側面がある可能性を指摘した。

本研究では主に、公立図書館で実施されている児童サービスに着目して研究を行った。考察の着目点として、社会的包摂に触れた居場所や親子間の愛着形成を通じたコミュニケーションの促進といった子どもを対象と

したサービスと、親子双方向へのサービスを挙げている。一方で、社会的包摂の概念に基づいたサービスへの言及や、社会教育の実践に対する調査は行っていない。その結果、社会的包摂の概念を通じた教育の機会の保障に関する言及は行っていない。また、子どもから保護者まで幅広い対象を有する社会教育を通じた継続的支援については、調査結果から明らかにできなかった。

### 6.2. 研究の限界と今後の課題

本研究では、文献調査により、子どもに対する児童サービスの影響について調査を行った。また、児童サービスの中でも乳幼児を対象とする「あだちはじめてえほん」の担当者に調査を実施した。これに加え、社会教育の観点から子どもの保護者や関係者が含まれる成人に対するサービスを含めた幅広い調査と、サービスごとの調査を含めることで、より深い考察が可能であると考えられる。

加えて、児童サービスの享受者や、相対的貧困の状況にある児童やその関係者といった当事者に対する調査を実施していない。児童サービスにおける貧困対策の側面を追求していくにあたり、当事者の視点を含む必要があるのではないかと考えられる。

また、調査対象者は児童サービスの担当者のみであり、YA（ヤングアダルト）サービスには関わっていない。子どもの貧困対策の対象者は満18歳以下の人を指すため、広義の児童サービスとしてYAサービスを担当した経験のある職員への調査を行うことで考察の深みが増すと考えられる。これらを、今後の研究課題としたい。

## 注

- 1) 厚生労働省. 平成28年 国民生活基礎調査の概要. 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html>.
- 2) OECD, Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries, OECD, 2008, 312p.
- 3) 労働政策・研修機構. 過去20年で高齢層の貧困率が低下、子どもや若年層で上昇. 労働政策研究・研修機構, [http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008\\_11/oecd\\_02.html](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_11/oecd_02.html).
- 4) 内閣府. 平成21年度 年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）—危機の克服と持続的回復への展望—. 内閣府, <http://www5.cao.go.jp/jj/wp/wp-je09/pdf/09p00000.pdf>.
- 5) 道中隆. 生活経済政策—（特集）都市の下層社会「保護受給層の様相—保護受給世帯における貧困の固定

- 化と世代的連鎖」。生活経済政策研究所, 2007, 543 (127), p.14-20.
- 6) (株) 三菱総合研究所. 社会保障に関するアンケートの調査結果の概要. 厚生労働省, 2012, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002i9cratt/2r9852000002i9eh.pdf>.
- 7) お茶の水女子大学. 平成二十年全国学力・学習状況調査. 文部科学省, 2009, [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/\\_icsFiles/afiedfile/2009/08/06/1282852\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2009/08/06/1282852_2.pdf).
- 8) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構. 若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状—平成19年版「就業構造基本調査」特別集計より—. 労働政策研究・研修機構, 2009, <http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2009/061.html>.
- 9) 厚生労働省. 厚生労働白書 第6章 日本社会の直面する演歌や課題と今後の生活保障のあり方. 厚生労働省, 2012, p.176-180.
- 10) 近藤倫子. 社会的包摂 (ソーシャル・インクルージョン) 政策の展開—我が国と諸外国の実践から—. ダイバーシティ (多様性) 社会の構築: 総合調査報告書, 2017.
- 11) 社会教育法, 昭和二十四年法律第二百七号 (改正: 平成二十八年五月二十日法律第四〇七号)
- 12) 文部科学省. 「図書館に関する科目」新旧比較表. 文部科学省 生涯学習局, [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/shisyo/\\_icsFiles/afiedfile/2013/01/31/1330348.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/_icsFiles/afiedfile/2013/01/31/1330348.pdf).
- 13) 阿部彩. 弱者の居場所がない社会——貧困・格差と社会的包摂. 講談社, 2011, 244p.
- 14) 望月道浩; 平井歩美. ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 児童サービス論. 学文社, 2015, p.101-p.102.
- 15) Janine S; De La Cruz, Monica M; Moreno, Gala; Chamberlain, Lisa J. Lunch at the library: examination of a community-based approach to addressing summer food insecurity Bruce. Public Health Nutrition; Cambridge, 20(9), p.1640-p.1649.
- 16) Deborah Turner, Tim Gorichanaz. Collaborative Connections: Designing library Services for the Urban Poor. The library Quarterly, 2018, 88(3), p.237-255.
- 17) 須賀千絵. 英国の公共図書館政策への社会的包摂理念の導入: 「全ての人々に開かれた図書館」の分析を中心に. Library and Information Science, 2006, no.55, p.25-46.
- 18) Vivekanand Jain, Sanjiv Saraf. Empowering the poor with right to information and library services. Library Review. 2013, 62(1), p.47-52.
- 19) Lesley S.J. Farmer. DIGITAL INCLUSION, TEENS, AND YOUR LIBRARY Exploring the Issues and Acting on Them. LIBRARIES UNLIMITED, 2005, p.29-46.
- 20) Leslie Edmonds Holt, Glen Holt. Public library Services for the Poor :Doing All we can. ALA Editions, 2010, 168p.
- 21) 阿部彩. 「豊かさ」と「貧しさ」: 相対的貧困と子ども. 発達心理学, 2012, 23 (4), p.362-374.
- 22) 東京大学社会科学研究所, ベネッセ教育総合研究所. 子どもの生活と学びに関する親子調査2015.
- 23) ベネッセ教育研究所. 進路選択に関する振り返り調査—大学生を対象として— (平成十七年度経済産業省委託調査). ベネッセ, 2005.
- 24) お茶の水女子大学. 平成25年度全国学力・学習状況調査 (きめ細かい調査) の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究. お茶の水女子大学, 2014, p.249.
- 25) 山野則子. 子どもの貧困対策～スクールソーシャルワークの視点から～. 内閣府, [http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/pdf/h28\\_osk/kichoukouen.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/forum/pdf/h28_osk/kichoukouen.pdf).
- 26) 児童福祉法, 昭和二十二年十月十二日法律第百六十四号.
- 27) 労働基準法, 昭和二十二年法律第四十九号第六章第五十六条
- 28) IFLA, 児童図書館サービスのためのガイドライン
- 29) 堀川照代編. 児童サービス論. JLA 図書館情報学テキストシリーズⅢ. 日本図書館協会, 2014, 270p.
- 30) 金沢みどり. ライブラリー図書館情報学5 図書館サービス概論. 学文社, 2014, p. 148-151.
- 31) 望月道浩; 平井歩美. ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 児童サービス論. 学文社, 2015, 124p.
- 32) OECD, Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries, OECD, 2008, 312p.
- 33) 労働政策・研修機構. 過去20年で高齢層の貧困率が低下、子どもや若年層で上昇. 労働政策研究・研修機構, [http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008\\_11/oecd\\_02.html](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2008_11/oecd_02.html).
- 34) 阿部彩. 「豊かさ」と「貧しさ」: 相対的貧困と子ども. 発達心理学, 2012, 23 (4), p.362-374.
- 35) 厚生労働省. 平成22年国民生活基礎調査の概況 貧困率の状況. 厚生労働省, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/2-7.html>.

- 36) 大石亜希子. 子どもの貧困の動向とその帰結. 季刊・社会保障研究, 2007, 43 (1), p.54-64.
- 37) NPO 法人カタリバ. 子ども食堂の現状と課題. NPOカタリバ. <https://www.katariba.or.jp/news/2017/11/02/9882/>.
- 38) 平成二十五年法律第六十四号
- 39) 内閣府. 子供の貧困対策に関する大綱について. 内閣府, <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>.
- 40) 日本財団. 子どもの貧困対策プロジェクト報告資料. 内閣府, 2016, [http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/iinkai/k\\_1/pdf/ref7.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/iinkai/k_1/pdf/ref7.pdf).
- 41) 全国都道府県教育庁協議会第2部. 子どもの貧困対策における社会教育の支援の在り方. 平成27年度研究報告書. 2016. no.2. 338p.
- 42) 厚生労働省. 「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧. 厚生労働省, 2017, [http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/shien/pdf/1\\_s3.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/shien/pdf/1_s3.pdf).
- 43) 日本財団. 子どもの貧困対策プロジェクト報告資料. 内閣府, 2016, [http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/iinkai/k\\_1/pdf/ref7.pdf](http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/iinkai/k_1/pdf/ref7.pdf).
- 44) 久野和子. 子どもたちの「第三の場」としての学校図書館・公共図書館—現代日本における子どもたちのニーズと権利—. 図書館雑誌, 2017, p.656-659.
- 社会保障研究, 2007, 43 (1), p.54-64.
- 8) お茶の水女子大学. 平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究. お茶の水女子大学, 2014, p.249.
- 9) 金沢みどり. ライブラリー図書館情報学5 図書館サービス概論. 学文社, 2014, p.148-151.
- 10) 望月道浩; 平井歩美. ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 児童サービス論. 学文社, 2015, 124p.
- 11) 久野和子. 子どもたちの「第三の場」としての学校図書館・公共図書館—現代日本における子どもたちのニーズと権利—. 図書館雑誌, 2017, p.656-659.
- 12) 笠木映里. 関連諸法との関係から見る生活保護法—近年の改正・立法の動向と残された課題—. 季刊社会保障, 2015, 50 (4) p.378-388.
- 13) 汐崎順子. 児童サービスの歴史 戦後日本の公立図書館における児童サービスの発展. 創元社, 2007, 213p.
- 14) 片山善博, 糸賀雅児. 地方自治地と図書館「知の地域づくり」を地域再生の切り札に. 勁草書房, 2016, 252p.
- 15) 神代浩. 困ったときは図書館へ～図書館海援隊の挑戦～. (株)悠光堂 2014, 207p.
- 16) 小林隆志, 高橋真太郎. 文部科学省の「図書館海援隊」の取組と鳥取県立図書館の「字働く気持ち応援コーナー」の設置まで. みんなの図書館, 2010, 397 (5), p.14-18.
- 17) 社会・援護局. 社会援護局関係主管課長会議資料 新たな生活困窮者自立支援制度について. 厚生労働省. 2014, 31p.
- 18) 須賀千絵. 英国の公共図書館政策への社会的包摂理念の導入: 「全ての人々に開かれた図書館」の分析を中心に. *Library and Information Science*, 2006, no. 55, p.25-46.
- 19) 菅谷明子. 進化するニューヨーク公共図書館. 中央公論, 中央公論新社, 1999, 114 (8), p.270-281.
- 20) 田中のぞみ. 図書館海援隊 小郡市立図書館の試み. みんなの図書館, 2010, 397 (5), p.2-6.
- 21) 道中隆. 生活経済政策—(特集)都市の下層社会「保護受給層の様相—保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」. 生活経済政策研究所, 2007, 543 (127), p.14-20.
- 22) 全国図書館協議会. 公立図書館における課題解決支援サービスに関する報告書. 全国図書館協議会, 2016, p.76.

## 参考文献

- 1) 阿部彩. 「豊かさ」と「貧しさ」: 相対的貧困と子ども. 発達心理学, 2012, 23 (4), p.362-374.
- 2) 阿部彩. 生活保護・貧困研究の50年: 『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に. 季刊・社会保障研究. 国立社会保障・人口問題研究所, 2014, Vol.50, p.4-17.
- 3) 糸賀雅児. 図書館の政策動向と課題解決支援. 社会教育, 2011, 66 (7), p.6-12.
- 4) 埋橋孝文; 矢野裕俊. 子どもの貧困/不利/困難を考える 理論的アプローチと各国の取り組み. ミネルヴァ書房, 2015, 272p.
- 5) 江良友子. 健康格差に対応する公共図書館サービス—社会的に不利な条件下の人々に果たす公共図書館の役割—. *Journal of Library and Information Science*, 2010, vol.24, p.49-62.
- 6) 大沢真理. 特集2 反貧困 最前線貧困大国としての日本—舵を切り替えるのか. 学術の動向, 2009, vol.8, p.50-53.
- 7) 大石亜希子. 子どもの貧困の動向とその帰結. 季刊・

- <sup>23)</sup> 全国都道府県教育庁協議会第2部. 子どもの貧困対策における社会教育の支援の在り方. 平成27年度研究報告書. 2016. no. 2. 338p.
- <sup>24)</sup> 堀川照代編. 児童サービス論. JLA 図書館情報学テキストシリーズⅢ. 日本図書館協会, 2014, 270p.
- <sup>25)</sup> 山口真也. 貧困と図書館 山谷・釜ヶ崎の福祉施設内の読書サービスから見えてくること. 現代の図書館, 2012, 50 (3), p.163-174.
- <sup>26)</sup> 山口真也. 社会と図書館—まちづくり・社会的包摂. 図書館界, 2018, 70 (1), p.11-21.
- <sup>27)</sup> 山崎博樹. 図書館のビジネス支援 課題解決型サービスとして広がる. 産学官連携ジャーナル, 2010, 6(4), p.19-21.
- <sup>28)</sup> 湯澤直美, 地方自治体における子どもの貧困対策～実態把握による貧困の可視化～, 国際文化研修, 2016, vol.91, p.24-29.
- <sup>29)</sup> Lesley S.J. Farmer. DIGITAL INCLUSION, TEENS, AND YOUR LIBRARY Exploring the Issues and Acting on Them. LIBRARIES UNLIMITED, 2005, p.29-46.
- <sup>30)</sup> Leslie Edmonds Holt, Glen Holt. Public library Services for the Poor :Doing All we can. ALA Editions, 2010, 168p.
- <sup>31)</sup> Deborah Turner, Tim Gorichanaz. Collaborative Connections: Designing library Services for the Urban Poor. The library Quarterly, 2018, 88(3), p.237-255.
- <sup>32)</sup> Lunch at the library: examination of a community-based approach to addressing summer food insecurity Bruce. Janine S; De La Cruz, Monica M; Moreno, Gala; Chamberlain, Lisa J. Public Health Nutrition; Cambridge, 20(9), p.1640-p.1649.
- <sup>33)</sup> Susan B Neuman, Donna Celano. The knowledge gap: Implications of leveling the playing field for low-income and middle-income children. Reading Research Quarterly, 2006, 41(2), p.176-p.201.
- <sup>34)</sup> Vivekanand Jain, Sanjiv Saraf. Empowering the poor with right to information and library services. Library Review. 2013, 62(1), p.47-52.

(平成30年 9 月30日 受付)

(平成31年 1 月 5 日 採録)